

「汚染土壌処理業の許可の申請の手続等に関する省令」に基づく環境大臣告示のうち、大気有害物質の量の測定方法の案の概要について

土壌汚染処理業の許可の申請の手続等に関する省令(平成21年環境省令第10号)第4条第1号ヌの規定に基づく大気有害物質の量の測定方法を、環境大臣告示により定めるもの。

具体的には、下表のとおりとする。

大気有害物質の種類	測定方法
・カドミウム及びその化合物 ・塩素 ・ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素 ・鉛及びその化合物	大気汚染防止法施行規則（昭和46年6月厚生省・通商産業省令第1号。以下「規則」という。）別表第3備考1に掲げる方法
塩化水素	規則別表第3備考2に掲げる式により算出する方法
窒素酸化物	規則別表第3の2備考に掲げる式により算出する方法

なお、適用期日は、土壌汚染対策法の一部を改正する法律(平成21年法律第23号)の施行の日（平成22年4月1日）とする。